

産後ケア事業に関する法令等

■ 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）

【産後ケア事業関係規定施行日】 令和 3 年 4 月 1 日

（産後ケア事業）

第 17 条の 2 市町村は、出産後一年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助（以下この項において「産後ケア」という。）を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、次の各号のいずれかに掲げる事業（以下この条及び第 19 条の 2 第 1 項において「産後ケア事業」という。）を行うよう努めなければならない。

- 一 病院、診療所、助産所その他内閣府令で定める施設であって、産後ケアを行うもの（次号において「産後ケアセンター」という。）に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を短期間入所させ、産後ケアを行う事業
- 二 産後ケアセンターその他の内閣府令で定める施設に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を通わせ、産後ケアを行う事業
- 三 産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児の居宅を訪問し、産後ケアを行う事業

2 市町村は、産後ケア事業を行うに当たっては、産後ケア事業の人員、設備及び運営に関する基準として内閣府令で定める基準に従って行わなければならない。

3 市町村は、産後ケア事業の実施に当たっては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、児童福祉法第 10 条の 2 第 1 項のこども家庭センター（次章において単に「こども家庭センター」という。）その他の関係機関との必要な連絡調整並びにこの法律に基づく母子保健に関する他の事業並びに児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

■ 母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）

【産後ケア事業関係規定施行日】 令和 3 年 4 月 1 日

（産後ケア事業の実施基準）

第 7 条の 4 法第 17 条の 2 第 2 項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 産後ケア事業を管理する者を定めること
- 二 助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に 1 名以上配置するとともに、当該事業の内容に応じ、心理に関する知識を有する者その他事業の実施に必要な者を置くこと
- 三 緊急時の対応等を含め、出産後一年を経過しない女子及び乳児の状況に応じた適切な産後ケアを行うことができるよう、医療機関との連携体制を確保すること

四 次のイ又はロに掲げる事業の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める設備を設置すること。
ただし、近隣の場所にある他の施設において共同して使用できる設備がある施設であって、出産後一年を経過しない女子及び乳児に対する産後ケアを行うに当たり支障がないものである場合には、この限りでない。

イ 法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号の事業 次に掲げる設備

- (1) 居室
- (2) カウンセリングを行う部屋
- (3) 乳児の保育を行う部屋
- (4) その他事業の実施に必要な設備

ロ 法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号の事業 出産後一年を経過しない女子及び乳児を通わせ、個別的又は集団的に産後ケアを適切に行うために必要な設備

五 産後ケア事業のうち、法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号の事業については、前各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること

ロ 同時におおむね 20 人以上の妊産婦を短期間入所させてはならないこと。ただし、他に短期間入所させるべき適当な施設がない場合において、臨時応急のため短期間入所させるときは、この限りでない。

■ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

【産後ケア事業関係規定施行日】 令和 7 年 4 月 1 日

第 4 章 地域子ども・子育て支援事業

第 59 条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

十四 母子保健法第 17 条の 2 第 1 項に規定する産後ケア事業